

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第7項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第11項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第106項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第112項	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第118項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第129項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第136項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第149項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第150項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第155項	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第164項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第165項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(世帯番号、続柄等)		「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度